

# 伊 勢 市 公 報

第 294 号  
平成 30 年 2 月 5 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>規 則</b>	
○ 伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則	2
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	5
○ 市道の路線の認定について	6
○ 道路の区域の決定について	7
○ 道路の供用開始について	8
○ 指定地域密着型通所介護事業の廃止について	9
<b>教育委員会告示</b>	
○ 教育委員会会議の招集について	10
<b>公 告</b>	
○ パブリックコメントの実施について	11
○ パブリックコメントの実施について	14
○ パブリックコメントの実施について	17
○ 犬の抑留について	20
<b>教育委員会公告</b>	
○ パブリックコメントの実施について	21

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 1 月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 1 号

伊勢市事務分掌規則の一部を改正する規則

伊勢市事務分掌規則（平成 19 年伊勢市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表産業観光部の部農林水産課の款農林係の項中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号を第 11 号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 8 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に  
より告示します。

平成 30 年 1 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	佐 波 重 夫
	伊勢市上地町 1424 番地 1
変更後	中 川 栄 市
	伊勢市上地町 1420 番地

伊勢市告示第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、東大淀町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第10項の規定により告示します。

平成30年1月26日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前	伊 藤 昭太郎
	伊勢市東大淀町 143 番地 2
変更後	南 紀 次
	伊勢市東大淀町 227 番地

伊勢市告示第 10 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 1 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	起 点	重要な 経過地	備考
	終 点		
長屋 29-15 号線	御菌町長屋字吉祥 2869 番 12 地先		
	御菌町長屋字吉祥 2869 番 8 地先		
湯田 29-16 号線	小俣町湯田 333 番 6 地先		
	小俣町湯田 341 番 1 地先		
相合 29-17 号線	小俣町相合 885 番 19 地先		
	小俣町相合 885 番 7 地先		
相合 29-18 号線	小俣町相合 885 番 12 地先		
	小俣町相合 885 番 15 地先		
高向 29-19 号線	御菌町高向字下千田 589 番 5 地先		
	御菌町高向字下千田 589 番 7 地先		
高向 29-20 号線	御菌町高向字的場 2112 番 3 地先		
	御菌町高向字的場 2112 番 6 地先		

伊勢市告示第 11 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 30 年 1 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	長屋 29-15 号線	6.0 ～ 13.1	49
市 道	湯田 29-16 号線	6.0 ～ 8.5	75
市 道	相合 29-17 号線	6.0 ～ 13.1	30
市 道	相合 29-18 号線	6.0 ～ 9.6	28
市 道	高向 29-19 号線	6.0 ～ 10.5	41
市 道	高向 29-20 号線	6.0 ～ 9.8	58

伊勢市告示第 12 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 1 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路 線 名	供用開始の区間	供用開始の期日
長屋 29-15 号線	御菌町長屋字吉祥 2869 番 12 地先 御菌町長屋字吉祥 2869 番 8 地先	平成30年 1 月 29 日
湯田 29-16 号線	小俣町湯田 333 番 6 地先 小俣町湯田 341 番 1 地先	平成30年 1 月 29 日
相合 29-17 号線	小俣町相合 885 番 19 地先 小俣町相合 885 番 7 地先	平成30年 1 月 29 日
相合 29-18 号線	小俣町相合 885 番 12 地先 小俣町相合 885 番 15 地先	平成30年 1 月 29 日
高向 29-19 号線	御菌町高向字下千田 589 番 5 地先 御菌町高向字下千田 589 番 7 地先	平成30年 1 月 29 日
高向 29-20 号線	御菌町高向字的場 2112 番 3 地先 御菌町高向字的場 2112 番 6 地先	平成30年 1 月 29 日



伊勢市告示第 13 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

平成 30 年 1 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 事業者の名称

株式会社 l i f e

2 廃止する事業所の名称及び所在地

名 称 デイサービス かのみ

所在地 伊勢市鹿海町 1621 番地 1

3 廃止の届出の受理をした年月日

平成 29 年 12 月 22 日 (事業所廃止年月日 : 平成 30 年 1 月 31 日)

4 サービスの種類

地域密着型通所介護

## 伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成30年1月25日

伊勢市教育委員会

教育長 北村 陽

### 記

- 1 日 時 平成30年1月31日（水）午後7時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件  
議案第1号 平成30年度学校業務員、給食調理士及び幼稚園教諭の  
人事異動方針について  
議案第2号 伊勢市青少年問題協議会委員の解嘱及び委嘱について

## 伊勢市公告第3号

伊勢市観光振興基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり伊勢市観光振興基本計画（案）を公表します。

なお、伊勢市観光振興基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成30年1月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

伊勢市観光振興基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 産業観光部観光振興課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所東庁舎 1 階
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 平成 30 年 1 月 22 日（月）

至 平成 30 年 2 月 22 日（木）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「伊勢市観光振興基本計画(案)」に対する意見として、伊勢市産業観光部観光振興課に持参、郵送、フ

ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市産業観光部観光振興課 御菌総合支所 1階

郵送 〒516-8501

伊勢市御菌町長屋 1221番地 伊勢市役所 観光振興課

ファクシミリ 0596-28-2404

電子メール kanko-sinko@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成30年2月22日(木)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市産業観光部観光振興課 電話 0596-21-5566

## 伊勢市公告第4号

第2次伊勢市農村振興基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり第2次伊勢市農村振興基本計画（案）を公表します。

なお、第2次伊勢市農村振興基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成30年1月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

第2次伊勢市農村振興基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 産業観光部農林水産課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所東庁舎 1 階
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 平成 30 年 1 月 22 日（月）

至 平成 30 年 2 月 22 日（木）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第 2 次伊勢市農村振興基本計画（案）」に対する意見として、伊勢市産業観光部農林水産課に持参、

郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市産業観光部農林水産課 御菌総合支所 1階

郵送 〒516-8501

伊勢市御菌町長屋 1221番地 伊勢市役所 農林水産課

ファクシミリ 0596-21-5605

電子メール [nourin@city.ise.mie.jp](mailto:nourin@city.ise.mie.jp)

(3) 意見の提出期限

平成30年2月22日(木)【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市産業観光部農林水産課 電話 0596-22-0370



## 伊勢市公告第5号

第3次伊勢市男女共同参画基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり第3次伊勢市男女共同参画基本計画（案）を公表します。

なお、第3次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成30年1月19日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 1 公表する計画案

第3次伊勢市男女共同参画基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 環境生活部市民交流課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所東庁舎 1 階
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 平成 30 年 1 月 22 日（月）

至 平成 30 年 2 月 22 日（木）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有する者

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する者

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第 3 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）」に対する意見として、伊勢市環境生活部市民交流課に持

参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市環境生活部市民交流課 御菌総合支所 2階

郵送 〒516-8501

伊勢市御菌町長屋 1221 番地 伊勢市役所 市民交流課

ファクシミリ 0596-21-5642

電子メール kouryu@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 30 年 2 月 22 日 (木) 【必着】

(4) 問い合わせ先

伊勢市環境生活部市民交流課 電話 0596-21-5513

## 伊勢市公告第 6 号

### 犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 30 年 1 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

#### 1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	二見町溝口	雑種	白	雄	中	91 日 以上	鎖の首輪

2 抑留した日 平成 30 年 1 月 29 日

3 抑留期限 平成 30 年 2 月 5 日

#### 4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

## 伊勢市教育委員会公告第1号

第3次伊勢市子ども読書活動推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第5条第3項の規定により、次のとおり第3次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）を公表します。

なお、第3次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市教育委員会に意見を提出することができます。

平成30年1月19日

伊勢市教育委員会

教育長 北 村 陽

### 1 公表する計画案

第3次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

### 2 縦覧場所

- (1) 教育委員会社会教育課
- (2) 総務部総務課
- (3) 二見総合支所生活福祉課
- (4) 小俣総合支所生活福祉課
- (5) 御園総合支所生活福祉課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所東庁舎 1 階
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター
- (20) いせ市民活動センター

### 3 縦覧期間

自 平成 30 年 1 月 22 日（月）

至 平成 30 年 2 月 22 日（木）

### 4 意見の提出

#### (1) 意見を提出することができる者

ア 市内に住所を有する者

イ 市内に事務所又は事業所を有する者

ウ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

エ 市内に存する学校に在学する者

オ 本市に対して納税義務を有するもの

カ アからオまでに掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

#### (2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、「第 3 次伊勢市子ども読書活動推進計画（案）」に対する意見として、伊勢市教育委員会事務局社

会教育課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市教育委員会事務局社会教育課 小俣総合支所 1階

郵送 〒519-0592 伊勢市小俣町元町 540 番地

ファクシミリ 0596-23-8641

電子メール kyo-syakai@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成 30 年 1 月 22 日 (木) **【必着】**

(4) 問い合わせ先

伊勢市教育委員会事務局社会教育課 電話 0596-22-7894